

## 東京都北区公民連携推進条例

私たちは、区民が豊かさを感じる暮らしの実現を目指しています。そのために、渋沢栄一翁が提唱した「公益の追求」と「目的達成のために最適な人材と資本を集めて事業を推進する」という合本主義の理念を大切にし、変化を恐れず、地域に根ざして社会課題や地域課題の解決に取り組みます。これらの理念の下、持続可能な区の未来に向けて対話を重視した公民連携を進めるため、この条例を制定します。

### (目的)

第一条 この条例は、公民連携に関する基本的事項を定めることにより、東京都北区（以下「区」という。）及び民間事業者等がそれぞれの強みを発揮し、ともに区民ニーズに応じたサービスの更なる質の向上及び地域の価値を高め、もって区が目指す将来像を実現することを目的とする。

### (定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 民間事業者等 企業、各種法人、大学、区民活動団体等をいう。
- 二 公民連携 区及び民間事業者等が、それぞれの持つ創意工夫、専門的知識、資源、ネットワーク等を結集することにより、社会課題及び地域課題（以下「社会課題等」という。）の解決に資する公共サービスの提供等を図るために相互の対話を通じて連携することをいう。
- 三 公民連携事業 公民連携により行う事業をいう。

### (基本方針)

第三条 区は、行おうとする事業（法令等により区が直接実施することが規定されている事業を除く。）について、第一条に規定する目的の達成が見込まれる場合は、公民連携の可能性を検討し、可能な限り公民連携事業として実施する。

### (公民連携事業の原則)

第四条 区及び民間事業者等は、次に掲げる原則に基づき、公民連携事業を推進する。

- 一 区及び民間事業者等は、課題及び目標を共有し、相互の利益を見出すこと。
  - 二 区は、民間事業者等と対等な関係を築き、公民連携事業の実現に向けた対話を積極的に行うこと。
  - 三 区は、全ての民間事業者等に提案の機会を確保すること。
  - 四 区は、公民連携事業を行うに当たっては、透明性の確保を図ること。
  - 五 区及び民間事業者等は、適切な役割分担及び責任について合意し、明確化すること。
- 2 区は、円滑な公民連携事業の推進を図るため、関係者間の必要な調整を行わなければならない。
  - 3 民間事業者等は、公民連携事業に参画するに当たっては、その公共性を理解し、関係法令を遵守するとともに、継続的な事業運営を図るよう努めなければならない。

#### (ガイドラインの作成)

第五条 東京都北区長（以下「区长」という。）は、公民連携事業を広く効果的に推進するため、公民連携事業に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を作成する。

2 ガイドラインには、公民連携窓口、公民連携プラットフォーム、提案事業等の募集その他公民連携事業に必要な事項について定めるものとする。

3 区长は、ガイドラインを作成し、又は改定した場合は、遅滞なくその内容を公表しなければならない。

#### (公民連携窓口の設置)

第六条 区长は、公民連携事業を推進するための公民連携窓口をしごと連携課に設置する。

2 公民連携窓口は、民間事業者等からの相談及び提案の受付を行うとともに、公民連携事業の情報集約を担うものとする。

#### (公民連携プラットフォームの構築)

第七条 区长は、公民連携事業に係る区と民間事業者等との対話の場として、公民連携プラットフォームを構築する。

#### (提案事業等の募集)

第八条 区长は、区の目標及び社会課題等を示した上で、民間事業者等からの相談及び提案の募集

を行うとともに、自主的な提案も受けるものとする。

(委任)

第九条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和八年七月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行に関し必要な準備行為は、この条例の施行の前においても行うことができる。